

令和7年度第1回長崎市障害者施策推進協議会 議事録

【事務局】

皆さんこんばんは。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、本協議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また厚く御礼を申し上げます。また日頃から障害者の支援と福祉の向上に資する施策の推進にご尽力を賜っておりますことに深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

本協議会につきましては、障害者基本法に基づきまして、市の条例によりまして設置をしております合議制の機関でございます。委員の皆様には、本市における障害者のための施策に関するご意見を賜りまして、必要な調査や審議をお願いするなど、大変重要な役割を担っていただいております。

委員の皆様には、それぞれの立場からご意見を賜りますとともに、本協議会の円滑な運営にご協力いただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

・資料1 (仮称) こども発達センターの開始について

10月1日に長崎市こども発達センターを開設する予定である。このセンターでは、専門職員の増員や早期診療療育を通じて、保護者が気軽に相談できる体制を整備し、子供の発達に不安を抱える家庭を支援することを目指している。

具体的な取り組み内容は以下の通りである。

まず、児童発達支援センターさくらんぼ園の機能を拡充するために、令和7年度中に保育士4名を正規化する。これにより、良質なサービスを提供、保育所等訪問支援の実施、地域障害児支援体制強化事業を実施予定で、事業所向けの研修会も開催する計画である。

次に、診療所機能の充実を図り、現在5ヶ月弱となっている診療待機期間を短縮するために、新規のおよ様の診療をスムーズに行える体制を整える。また、医療事務補助者のクランクを1名増員する。

さらに、相談機能の拡充として、社会福祉士を1名増員し、発達に関する相談体制を強化することを目指している。

最後に、地域における障害児支援の質を向上させるため、こども発達センターの愛称を「はーとのもり」と定める方向で進めており、正式な確定が行われる予定である。これらの取り組みを通じて、長崎市こども発達センターは、地域の子供たちとその家族に対する支援を一層強化する考えである。

【会長】

ただいまの説明について何かご意見ご質問はございませんか。

【委員】

まずこども発達センターがこんな形で機能を拡大して開設されるのは非常に良いことだと思っている。職員さんの増員もあるみたいだが、医者、心理、リハビリ職員といった方々は増える予定はないのか。

【事務局】

お医者様については、後ほどご報告いたしますが、令和6年度に1名採用することができ、令和4年度および令和5年度までは4人体制でしたが、令和6年度からは5人体制となった。お医者様の追加採用については、現時点では検討していない。その他の職種として、保育士以外にもセラピストの採用は今後5年間以内に予定している。ただし、予算の関係もあるため、確約はできない。

【委員】

ありがとうございます。施設のスペースに関しては、これまでと変わるのか。

【事務局】

スペースに関して、現時点で予定しているのは令和7年度中ではなく、令和8年度になるかと思われる。具体的には、診療所の診察室をしっかりとした状態に改修する計画をしている。例えば特定の部屋が新たに使えるようになるといったことではなく、現在の部屋を少し改修する形での予定となる。したがって、大幅にお部屋の広さが広がるわけではない。

【委員】

昨年の会議でも出ていたと思うが、ハートセンターでは学習障害にも少し取り組んでいる。教育畑の方からの参画があれば、ハートセンターの活動に良い影響を与えるという意見があった。そこで、まず教育畑の方からの専門スタッフの参画の可能性について、今後の見通しを伺いたい。

次に、こども発達センターについてだが、昨年も議論になった通り、どこまでフォローしていけるのが重要な課題である。就学前の支援にスポットが当たっているが、就学後や中学生、高校生、さらには大人へ向けた切れ目のないフォローが必要である。具体的には、精神科医や大人の発達障害を診ることができる専門スタッフを組み込み、将来的にそのような体制を整えることでより充実した支援が可能になると考えている。これらについて、今後の見通しや考えをお伺いしたい。

【事務局】

ハートセンター内でのバックアップ体制や教育委員会との連携に関しては、明確にこれができているという状況ではまだないが、教育委員会の方では切れ目のないフォローという点において対応している。後ほど具体的な説明をさせていただくが、就学前と就学後の間で情報の引き継ぎが難しいという指摘もあった。しかし、教育委員会では引き継ぎの書類等をつないでおり、切れ目のないフォローを実施している。

次に、精神の専門スタッフについてだが、非常勤職員の中に精神の専門の先生方がいるため、その方々による診察も行われている。ただし、現状では基本的に就学前の診察に限定されており、大人の診察までは行っておらず、この点については今後の課題として考えている。

【委員】

学習障害に関して、現在試験的にICT外来を設置している。この外来では、教育系出身の方に協力してもらい、学習障害の評価を行うことが重要な役割である。当センターで評価した結果をもとに、様々な

学びの方法や ICT ツールを活用しながら、その作業を学校の先生に繋げられれば良いなというような外来を実施している。今後は教育委員会の先生方と連携し、子供たちが学びやすい環境を提供できるように進めていきたいなというところである。

次に、切れ目のない支援についてであるが、現在学童からの初診が増加しており、3割から4割の割合を占めている。小さいころから継続的みている発達障害の特性を持つお子さんたちは、学校との連携が必要であり、不応症を起こす事例も見られる。薬物治療も継続して行っているが、今後は児童精神科の先生方との更なるやり取りを進めていくことが課題である。必要に応じて他科への紹介も行っているが、現状では特に大きな問題のないお子さんは高校生まで診察している状況である。トランジションについては、今後の課題と認識している。

さらに、精神科のドクターが月2回ほど来訪している。最初は、主にお母様や保護者が育児に対する不安を抱えている場合や、子育てに不安を感じ市中の心療内科に通うのはハードルが高いというところではじまった。障害を持つお子さんの不登校が増加している状況を受け、月2回診療可能な小児科の先生にも来ていただき、さまざまな問題に対処できるよう努めている。

【会長】

他に何かございませんか。

【委員】

児童発達支援センターの中の保育所等訪問支援があるが、この保育所等訪問支援はさくらんぼ園が担って、保育園を中心に幼児さんを中心に回るというふうなことを想定されているのでしょうか。

【事務局】

保育所等訪問支援については、現在も行っている。基本的には、ハートセンターさくらんぼ園の保育士が他の幼稚園や保育園に出向いて支援を行っている。特に就学前のお子さん、特にさくらんぼ園に通っている子どもたちには、つながりが必要であるため、その部分において支援を行うというイメージである。

【委員】

現在、学齢児の相談が増えている現状がある。今後もその傾向は続くと思われる。保育所等訪問支援事業が学齢児まで対象にしていることで、支援が行いやすくなるのではないかと考える。しかし、最初から幼児のみを対象にスタッフを配置してしまうと、学齢児の支援がなかなか行えないことになると思うため、この保育所等訪問支援事業のあり方をもう少し広げて考える必要があるのではないかと思った。

また、こども発達センターが佐世保市にも存在するが、佐世保市も医療人材の確保に困っている。ドクターもリハビリ職もマンパワーが限られており、学齢期になると本当に必要な子どもに支援が届いていない現状が見られる。ここは教育との連携が求められ、医療だけで対応するのではなく、学校との連携の中で進めていく必要があると考える。佐世保の発達センターのドクターが学校を訪問して指導しているケースも見受けられる。ドクターの存在には限界があるため、長崎も同様に対応が難しいと思われる。そのため、他の専門職が訪問支援を強化することや、学校との連携を進めることが必要であると考えます。

ところで、長崎市では障害児療育支援事業を行っているのだろうか。

【事務局】

ハートセンターの方で、障害児療育支援事業は行っている。

【委員】

障害児療育支援事業や保育所等訪問支援の有無については、今後検討が必要であると考えます。この状況に対応するだけでなく、地域にもっと支援を広げていくことも、準備段階から考慮すべきであると思った。

また、ハートセンターについても、ドクターの増員があったことで、一時期の待ち時間は短縮されたと感じるが、やはり依然として待ち時間がかかっている。医療や診療の充実だけでは、対応がなかなか間に合わないと思われる。今年から5歳児健診が始まっており、今後さらに相談者が増加する見込みである。こども発達センターにのみ依存すると、新たな待機が発生する可能性がある。そのため、医療については地域の小児科医との連携をより一層考慮し、構築していく必要がある。また、訪問支援を充実させ、保育園や学校との連携を一層強化する体制を念頭に置き、準備を進めていただくと良いのではないかと思った。

【事務局】

ご意見いただきましてありがとうございます。確かに、委員のおっしゃる通りである。地域に出て行くことについては、現在も訪問を行い、セラピストを含めて、長崎市と共に各幼稚園に照会をかけている。必要が上がった園には、5歳児に限らず、年齢を問わず、ハートセンターからセラピストが訪問するようにしている。

このような取り組みを引き続き続けていくよう、ハートセンターからも確認をとっている。こちらとしても、今後もこの地域への訪問事業を継続したいと考えている。

【会長】

他にどなたかございますか。

【委員】

保護者の立場から発言をさせていただきたい。ハートセンターがこども発達センターになると聞き、とても喜んでいる。私もそうであったが、子供に何らかの発達の遅れがあると分かったときに、まずハートセンターを紹介されることになる。訪れた先の看板などは、親として非常に気になるものである。したがって、看板の設置方法や形状にも配慮することが重要であると思う。入りやすい雰囲気をもつていただきたいと思います。

中身も大事であるが、形状も同様に重要である。せっかく長崎市が頑張ってこども発達センターを設置しようという決断をされたので、その点にも配慮していただきたいと思います。

【事務局】

ご意見いただき、ありがとうございます。看板については、目立つように大きくすることが望ましいが、それには限界がある。ただし、入口の自動ドアの上に現時点で障害福祉センターとしての「ハートセ

ンター」という文字が掲示されている。どのようにレイアウトするかはまだ検討中であるが、「長崎市こども発達センター」と「はーとのもり」という文字をしっかりとレイアウトできるようにする予定である。そのため、これらの情報をしっかりと周知していく方針である。また、周知という観点から、広報誌なども活用しながら進めていきたいと考えているので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

他に何かございますか。

【委員】

相談機能の充実についてですが、社会福祉士の増員が予定されているとのことですが、現在の人数と今後のソーシャルワーカーの増員計画について確認したい。ドクターやセラピストは治療に専念するため、地域に出る機会が少ないと思われる。そこで、ソーシャルワーカーや地域連携専門職がそのサポートを行う重要な役割を担っていると考えている。将来的には、様々な悩みや相談内容が増加すると思われるため、これに対応できる市としての体制を整えていただければと思い、質問する。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。社会福祉士については、現在正規職員が課長を含めて3名おり、そこに4人目の正規職員が1名増え、さらに嘱託員が1名いるため、合計で5名の体制になる予定である。今回増えるのは、支援課ではなく、さくらんぼ園に社会福祉士を1名増員することとなっているため、より子どもたちに近いところでの相談が可能になる。また、今後については、昨年度も1名の社会福祉士を正規職員として増員しているので、現時点では今後5年間において、今回の1名増で対応していきたいと考えている。

【会長】

他に何かございますか。

【委員】

こども発達センターは、子育て支援センターの機能を持っていないのか。佐世保市のこども発達センターの場合、障害のある子どもに対する診療や福祉サービスを提供する機能と、地域住民が利用できる子育て支援センターを併設しており、障害がある方以外にも利用できる位置付けとなっている。この長崎のこども発達センターは、どのような機能を持っているのか。障害のある方に特化したセンターとして機能するのか、それとも市民向けの一般サービスも含むのかについて、教えていただきたい。

【事務局】

まず、長崎市のこども発達センターは、障害福祉センターに基づくものであり、組織の改編も計画しているが、基本的には診療所やさくらんぼ園を含めた形で、こども発達センターとして捉えていくこととなっている。したがって、今のところ障害福祉センターとの区別、具体的には成人部門と事務局を外した形で、診療所やさくらんぼ園においてこども発達センターの機能を果たしていく予定である。

【委員】

これまでの障害福祉センター内の子ども対応の部分がここに移行するとのことで、一般的な子育て支援センターの機能は他に委ねるとのことです。ありがとうございます。

・資料2 長崎市第5期障害者基本計画の取組状況について

管理番号1：長崎市障害者虐待防止センターの運営

障害者の権利利益の擁護を図るために、「長崎市障害者虐待防止センター」を運営しており、障害者虐待に関する相談や通報を受け付けている。令和6年度の実績として、相談件数は44件であり、令和5年度の43件に対し増加が見られる。現在も相談件数・通報相談件数は増えてきている。

この「障害者虐待防止センター」の体制について、令和6年度からは精神保健福祉士1名、社会福祉士2名、保健師3名といった複数の専門職を配置することで、専門的な対応を行っている。また、関係機関とのネットワークづくり、協議の場、研修の機会が不足しているという課題があり、令和7年度から基幹相談支援センターに委託し、長崎市と共に相談を受け付ける体制を整えている。今後さらに相談を受け付けることができるよう努める。

管理番号2：成年後見制度の利用支援

身寄りがなく判断能力が十分でない障害者に対し、市長が家庭裁判所に後見人等の選任の申し立てを行っている。令和6年度から「長崎市権利擁護・成年後見センター」を長崎市社会福祉協議会に委託し、高齢者すこやか支援課と共に、令和6年4月1日から開設している。このため、成年後見が必要とされる方々に対し、社会福祉協議会がしっかりと受付や相談に応じている。

管理番号13：グループホームの整備

国庫補助制度を活用してグループホームの整備を進めている。令和6年度も工事が着工され、令和7年度に繰り越された事業所もある。この結果、グループホームの事業所数は令和5年度の44事業所から令和6年度には45事業所に増加している。また、グループホームの定員が増加したことにより、障害者の自立や地域移行に関する定員は、令和5年度の612人から令和6年度には631人に増えている。今後、高齢化に伴い、グループホームの利用者数が増える見込みであり、今後もグループホームの整備と事業所への参入が必要と考えている。

管理番号18：公共交通機関の利便性の向上

公共交通機関の利便性の向上に関しては、公共交通対策室が担当しており、誰にでもやさしい公共交通機関を目指してバリアフリー化を進めている。令和6年度にはバリアフリー対応車両として28台のバスを導入した。また、諏訪神社前電停も令和6年度にバリアフリー化が完了した。今後も事業者による計画的な取り組みが予定されている。

管理番号24：ホームページの充実

ホームページの充実に関しては、情報アクセシビリティの向上を目指している。令和6年度には、市

のホームページにおいて各部署が作成した掲示がアクセシビリティに配慮されているかを確認する取り組みを行った。市のウェブサイトのトップページのデザイン調整や、子ども向けのページ内容の拡充も行った。また、職員向けにアクセシビリティへの意識向上を図るため、広報広聴課において研修会を開催している。

管理番号 29：本会議における字幕表示の導入

令和 6 年度には傍聴席に字幕表示のモニターを設置し、AI 会議録作成システムによりリアルタイムで字幕を表示する取り組みを行っている。傍聴席にいる方々が字幕を確認できる環境を整えている。

管理番号 37：災害情報等の伝達・災害発生時における迅速な情報提供

防災情報メールの配信登録が増加している。防災行政無線は聞き取りにくいという課題があり、文字による防災メール配信が評価されており、令和 6 年度には登録者が 27,310 人に達した。令和 5 年度の 26,110 人から増加している。また、防災無線のデジタル化に伴い、身体障害者手帳の 1 級・2 級保持者に個別に受信機を配布している。一方で、防災メールだけでなく LINE の登録者数が伸び悩んでいるため、さらなる増加を目指す必要があるとの報告があった。

管理番号 40：障害者が利用しやすい避難所の周知

障害者が利用しやすい避難所の周知に関しては、ホームページやハザードマップ、広報媒体、さらには防災講話などを通じて情報提供を行っている。また、指定福祉避難所としてハートセンターが開設される。この取り組みは、障害のある方を対象としており、実際に災害が起きた場合、台風なども想定されているが、安心して避難できる環境を提供することを目指している。今年 8 月からの開始であるため、皆様にご報告する。

管理番号 42：避難行動要支援者の名簿の活用

避難行動要支援者の名簿の活用に関しては、昨年度の報告でも触れたが、個別避難計画の作成を進めている。これについては、令和 7 年度を目指して計画を進めており、高齢者部門のみならず障害者部門の個別避難計画も作成中である。昨年度は約 220 件の計画を作成したが、今年度は 480 件を予定しており、ハートセンターや近隣の避難所を用いた安全かつ迅速な避難ができるよう、しっかりと進めていく。

管理番号 48：障害者に配慮した模擬選挙

令和 6 年 11 月 26 日に障害者に配慮した模擬選挙を行った。

管理番号 49：期日前投票の実施

最近では、日曜日に予定がある場合に対応するため、期日前投票を推進している。ハートセンターでの 3 日間の期日前投票を行うほか、ココウォークでも 8 日間の期日前投票を実施した。令和 7 年の参議院選挙では、ハートセンターで 6 日間の期日前投票を行い、障害のある方々が身近なハートセンターで投票しやすい環境を整えていくことを目指している。

管理番号 62：総合的な療育・リハビリテーション医療体制の整備

令和 6 年度にはハートセンターの診療所に小児科医を 1 名採用し、診療体制を 5 人体制に強化した。この結果、年度当初の新規患者の診療待機期間は約 8 ヶ月から、令和 6 年度末には 5 ヶ月に短縮された。今後もこの待機期間を短縮できるよう努力を続けていく。

管理番号 70：医療的ケア児支援の充実

令和 6 年度からの新たな取り組みとしてレスパイト事業を開始したが、実際には令和 7 年の 1 月末または 2 月に開始されたため令和 6 年度中の実績はまだない。この事業は、医療的ケア児を育てる保護者が休息を取れるよう支援するものである。保護者や家族からの要望が高く、今後もこの支援を進めていく考えである。

管理番号 80：健康教育の実施

保健・医療の推進の中の障害の原因となる疾病等の予防・治療および発達支援に関する健康教育を実施している。健康づくり課や各総合事務所の地域福祉課が関係しており、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の予防を目的に、多様なテーマで健康教室を開催している。その中でも特に、人工透析の予備軍となる慢性腎臓病の対策にも注力しており、令和 6 年度の実績として年間 6,879 人ほどが参加した。

管理番号 82：乳幼児の健康診査の実施

具体的には、1 歳 6 ヶ月健診、3 歳児健診が行われており、委託施設による 4 ヶ月、7 ヶ月、10 ヶ月の健診に加え、令和 7 年度からは新たに 5 歳児健診を開始している。就学前の 5 歳児に対する集団健診を行っており、子育てサポート課との連携を通じて、子どもの発達や育児に関する相談にも対応していく考えである。

管理番号 98：ごみの戸別収集及び安否確認の実施

障害の状況に応じて、常時ごみ出しが困難な方に対するごみの戸別収集を実施しており、約 80 名がふれあい訪問収集事業を利用している。その中でほとんどの方が安否確認も希望しているため、この確認を行う事業も展開している。

管理番号 105：障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者の指定・指導の適正な実施

自立した生活の支援および意思決定支援の推進に関連するもので、障害福祉サービスの質の向上を目指している。各事業所への指導は、福祉総務課と障害福祉課が行っており、適正に運営されているか法令に従って確認している。令和 6 年度には 97 事業所に対し文書による指摘を実施し、必要に応じて厳しい処分や監査を行っている。

管理番号 117：就学・教育相談の充実

障害のある児童生徒一人一人に適切な教育を提供するための就学教育相談を行っている。令和 6 年度の実績では 411 件であり、令和 5 年度の 380 件に比べて増加している。

管理番号 118：合理的配慮の提供

学校において障害のある児童生徒が十分に教育を受けられるよう、保護者との合意形成を図るためのサポートファイルの作成が行われている。個別の教育支援計画を作成することで、学校側は事前に子どもたちの状態を把握し、必要な配慮を理解することができる。

管理番号 120：医療的ケア児に対する特別支援教育支援員の配置

医療的ケアを必要とする児童に対する特別支援教育支援員の配置が進められている。医療機関との情報交換を行いながら、看護師資格を有する職員を配置している。令和 6 年度には 13 校に支援員を配置し、令和 5 年度の 10 校から増加している。

管理番号 132：障害者雇用の促進

令和 6 年度から開始した取り組みとして、障害者と企業のマッチング支援を目的とした「福祉と企業の虹の架け橋フェスタ」を開催している。令和 6 年度は 8 月に実施し、12 社の企業および 30 の事業所が参加し、全体で約 600 人が参加した。令和 7 年度も 7 月 30 日に開催し、企業は 15 社、事業所は 38 事業所、参加者数は約 700 人となった。参加事業所や企業数の増加に伴い来場者数も増加している。課題としては、アンケートを実施しているが、実際に就職に繋がったかどうかの確認が難しいことが挙げられる。ハローワークにも相談を行い、参加した事業所や企業に対してアンケートを通じて数を把握している。この事業については、引き続き実施していく方針である。

管理番号 141：障害者を雇用する事業主に対する優遇措置（物品調達等）

雇用・就業・経済的自立の支援の一環として、障害者を雇用する事業主に対して優遇措置（物品調達等）を提供している。障害者 1 名以上を雇用している企業に対し、優先発注を行う制度があり、現在の登録者数は 27 事業所となっている。昨年度の発注件数は 432 件で、前年度より 29 件増加している。引き続き企業への周知を行い、市役所内でもチラシ等を作成して発注件数の増加を目指していく。

管理番号 143：長崎市職員の障害者雇用

長崎市では、令和 6 年度も障害者の採用を行っており、正規職員として身体障害者を 1 名採用している。また、会計年度任用職員として 13 名を採用しており、その内訳は身体と精神の障害者である。知的障害者の採用はない。雇用率については 2.93%で、法定雇用率の 2.8%を上回っている。

管理番号 146：障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

障害者就労施設からの物品の調達推進に関して、各市役所内から障害者の就労施設へ優先的に物品を調達している。令和 6 年度の発注額は 1 億 200 万円となり、多くは公園の清掃業務であり、シルバー人材センターや自治会からの依頼が少しずつ障害者就労施設に移行している。

管理番号 147 番：授産製品の販売促進

授産製品の販売促進については、障害者の店「はあと屋」の運営を通じて工賃アップを図っている。今後はさらなる授産製品の売り上げ向上と工賃アップが必要であると考えている。

管理番号 149：障害者のアートによる啓発

障害者のアートによる啓発活動として、毎年障害者アート作品展を実施している。今年は第 40 回国民文化祭と第 25 回全国障害者芸術・文化祭がタイアップして行われる予定である。ハートセンターでもタイアップ事業が進行中であり、アート作品展は通常、県立美術館で展示を行うが、その後長崎市役所の多目的ホールでも展示を行う予定である。多くの方々に触れていただきたいと考えている。

・資料 3 長崎市第 7 期障害福祉計画・長崎市第 3 期障害児福祉計画の進捗状況

福祉施設入所者の地域生活への移行者数

福祉施設入所者の地域生活への移行についての目標値は 6%以上であるが、実績値は令和 6 年度において入所者の地域移行者数が 1 人となっており、進展が見られない。地域移行は、入所者数を減らすことを目的としているが、令和 8 年度末の入所者見込みは 579 名であり、令和 6 年度は 591 人と、改善には至っていない。引き続き地域移行を推進できるよう努めていく。

地域生活支援拠点の整備及び機能の充実・福祉施設から一般就労への移行

地域生活支援拠点の整備及び機能充実に関して、一般就労への移行は着実に進んでおり、実績値も良好である。

就労定着支援事業

目標値として就労定着支援事業の利用者数が 1.41 倍以上と設定されているが、現時点では進捗が見られない。ただし、事業所数については 4 割以上を数値目標としており、現在は 5 割を超えている。

福祉的就労の充実

令和 8 年度における就労継続支援事業の工賃の目標値は、A 型が月額 82,600 円、B 型が 18,541 円となっている。ただし、B 型の 18,541 円は旧来の計算方法に基づいているため、改訂の必要性がある。令和 6 年度の実績では、A 型は目標値を上回る 87,004 円を達成しており、B 型は、概ね横ばいの状況である。

障害児支援の提供体制の整備等

令和 5 年度における児童発達支援事業所で、重症心身障害児や医療的ケア児のための事業所確保が進められている。実績値については、令和 6 年度は目標値の 6 を達成しているため、医療的ケア児の放課後等デイサービスと児童発達支援事業所の目標達成が確認されている。

【会長】

ただいまの説明について何かご意見ご質問はございませんか。

【委員】

3点お話をさせていただきたい。

まず1点目は防災についてである。福祉避難所について、身体障害者はハートセンターへと言われている。施設協議会と長崎市は、約20年前に福祉避難所の契約を結んでおり、それ以来そのままになっている。施設が本当に福祉避難所になっているのかの確認が全くできていない。また、地域避難所にもなっているところがあるため、早急に福祉避難所であることの周知を入所施設へ行うべきである。特に入所施設では、地域の在宅障害者が災害時に避難する準備が必要である。台風はいつ来るかわからないため、早めに対応をお願いしたい。

次に2点目は地域移行とグループホームについてである。課長はグループホームの数が増えたため地域移行が進んでいると説明されたが、これは誤解である。地域移行によってグループホームを利用するわけではない。入所施設の現状を見ても、入所施設の減少は1名に過ぎない。グループホームの増加は、地域で生活できない方が増えたためである。具体的には、年々家族が高齢化したり病気になったりして、地域で障害者を見られない状況が増えている。その結果、障害者は入所施設を目指すことになるが、国は入所施設を減らそうとしている。入所施設が満杯な状況では、やむを得ずグループホームを目指すことになる。したがって、入所施設の必要性について再考し、今後の施策の数値目標に反映してほしい。

最後に3点目はお礼を申し上げる。この間、虹フェスで長崎市が障害者の雇用に前向きな姿勢を示していただいたことを感謝申し上げる。知的障害者の雇用についても考えていただけ、これが私たちにとって非常に嬉しいことである。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。お礼までいただいて大変恐縮でございます。

1点目の福祉避難所について、おっしゃる通り平成19年に契約を結び、あまりご連絡もできていない。ホームページでの情報提供があるものの、周知が不十分であった。台風などの自然災害も増えているため、しっかりと周知を進めていきたいと考えている。

2点目について、グループホームに関するお話は、地域生活への移行で、グループホームの利用が増加するという説明を行った。委員のおっしゃる通り、認識を改めて今後の施策につなげていきたいと考えている。

【会長】

他に何かございますか。

【委員】

年々、障害を持った人たちの暮らし方や働き方が改善されていることを実感している。これは多くの方々取り組みによるものだと考えている。特に知的障害者の市役所内での雇用については、昨年頃から心に留めていたため、動き出したことに非常に希望を感じている。この間の虹フェスタに参加し、すべてのブースを回る中で、ハローワークや職業センターの方々がつなぐ役割を果たしているのを実感した。また、障害福祉課のブースもあり、こうした人たちが本気で取り組んでいる姿に感動した。お見合いのように、つなぐ人たちの意気込みが福祉的就労の工賃アップに繋がるのだと思った。

障害者雇用は一般就労と言われているが、それが当たり前であるという感覚を双方の人たちに伝えてくださっていることにも感激した。最近知り合った人たちが活発に動いており、まだ雇用に繋がったという情報は得ていないが、担当者たちが勇気を得て事業所に連絡を取り、見学に出かけている様子が見受けられる。長崎市で何か大きな動きが始まったと感じたので、皆さんにお礼も伝えたくて発言させていただいた。

雇用就業経済的自立の支援について、評価の実績が伸びていない原因として事業者への周知が不十分であると記載されていた。しかし、私が外から観察した限り、意気込みは十分に感じられた。周知が足りないと言われる中で、これから具体的にどのような活動を進めていくのか、何かプラスアルファの取り組みがあれば教えていただければと思う。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。雇用就業経済的自立の支援について、周知に関しては、新産業推進課や商業振興課が関与している。企業立地の奨励条例があり、これは長崎市に新たに参入する企業に対し、障害者を雇用する場合、正規であれば1人につき50万円、非正規であれば30万円の加算が受けられる制度である。しかし、障害者加算の実績は1名程度であり、融資の中小企業融資制度においても、障害者を一定割合雇用する意向の企業に対して低利の資金を提供する制度が存在するが、こちらの実績も不十分である。周知が不足していることが、実績向上の妨げとなっているのが現状である。プラスアルファの周知については、引き続き障害者雇用の促進に繋がる取り組みを進めていく考えである。また、虹フェスタのような場で融資に関する周知を行ったり、県の事業財団と協力したりしているほか、東京でもPRを行っているとのことだ。こうした取り組みを通じて、さらなる周知を図っていく方針である。

【委員】

先ほどの長崎市のこども発達センターの内容が非常に充実へ向けて、素晴らしいと感じながらお話を伺った。ただ、例えば、先ほどおっしゃった保育所等訪問事業は、やはり幼児向けの内容である。自立支援協議会の部会の担当者の方々の意見も聞いたが、現在ある事業所は多くのお世話をしなければならない状況にある。そのため、ハートセンターに負担がかかることを危惧している。

もう一つ関連して言及したいのは、小学校から成人へと成長していく過程についてである。特別支援学級の児童数は毎年増加しており、判定を受ける子どもたちの数も増加の一途をたどる中、発達障害の子どもたちが多いことに直面している。特別支援学級の教員の質についても注目すべきだと考える。特別支援学級の教員は、特別支援教育の専門免許を有していない場合が多く、小学校や中学校の免許を持つ方々が教えることがある。このため、発達障害について詳しい教員が増えることで、こども発達センターからの移行がよりスムーズになると思う。発達障害に関しては、障害福祉だけでなく教育分野との連携を強化し、より長期的な支援の仕方を考えなければならない。特に最近では特別支援学級に1人の児童のみが在籍するケースもあり、自閉症のお子さんが多く見られる学校も増加している。このような現状を踏まえながら取り組んでいかなければ、将来的な課題解決は困難になるのではないかと心配している。

もう一つお礼を申し上げたいのだが、模擬選挙の企画に対して、選挙管理委員の方々と連携し、私たちの事業所でも実施した。これが非常に有効な啓発につながったと感じている。これまで選挙に行けなかった知的障害の方々が、積極的に選挙に参加するようになった。ハートセンターは慣れているところで

あるため、非常に有効だった。この模擬選挙は日本で初めての取り組みであり、感謝している。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。教育研究所の方が退席されており申し訳ない。お子様の個別教育支援計画については、事前の引き継ぎを行う際にサポートファイルを活用している。幼稚園や保育園から小学校に上がる際にも、サポートファイルを用いて引き継ぎを行っているとは教育委員会から聞いている。

保育所等訪問支援事業についても言及があったが、ハートセンターではこの事業を行う予定である。しかし具体的には、いくつかの課題があり、就学したお子様がサービスを受けたい場合、ハートセンターでのサポートが可能かどうかは実施してみなければ分からない部分もある。したがって、保育所等訪問支援事業の実施に向けて努力するが、就学期にあるお子様に対するサポートが十分に行えるかどうかは懸念材料である。

さらに、特別支援学級についてのご意見もあり、サポートファイルが特別支援学級の先生方にどの程度伝わっているかは不明である。長崎市教育委員会が行っている不登校サポートのひかり教室については、希望者が多く受け入れが難しい状況にあるとのことだ。教育委員会と連携し、より良い引き継ぎができるよう努力していきたいと思っている。

【委員】

ご説明ありがとうございます。時間が限られているため、2つの点に絞ってお話したい。

まず1点目は、冒頭で委員が述べたことに対して、私も非常に重要だと思っている部分がある。いわゆる国策としての障害者権利条約が存在する中で、地域なのか施設なのか、という進め方が、皆に負担をかける状況を生み出していると感じる。こ施設入所者数が何人減少したというような数値で評価することが、この話題には馴染まないのではないかと思う。地域移行が進まない理由は多種多様であり、実際に施設に入所することが必ずしも問題とは考えていない。しかし、地域移行が進まない場合、その理由が何であるかを理解することは重要である。「出て行きたい」と思える地域とはどのようなものであるかを考える必要がある。人の移動に関する議論が中心になりがちだが、マジョリティや地域の側が、どのような地域であるかを問うことが不可欠であり、そこに関連する議論を行う必要があると考える。

次に2点目だが、先ほど委員から出たところとも関連する。ご説明にあったサポートファイル、特に個別の教育支援計画の引き継ぎシートについてである。これは特に学校段階が変わる節目で使用が期待されているが、実際にはうまく引き継ぎが行われていない場合も少なくないと思う。その理由の一つは、個人情報保護法の適用に関する懸念からである。引き継ぎシートに情報を載せる際、個人情報保護法が適用されないことから、理解が不十分であることが影響しているのではないかと考える。入学後の4月や5月に新たな情報が出てくるケースが多く見受けられ、それが引き継ぎシートがうまく機能しない原因である。事前に使用するためのツールであるはずの引き継ぎシートが、開示されにくい状況が続いている。本来は積極的に情報を提供することが将来の幸福に繋がるというポジティブな姿勢が大切であり、個人情報保護法の適用についても再度周知されることが望ましいと考える。以上である。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。まず1点目について、確かにおっしゃる通りである。この計画を立て

た際に、入所者の削減という指標を設定している。ご意見はしっかりと受け止め、今後の取り組みに生かしていきたいと思っている。

次に引き継ぎシートについてだが、なかなか活用できていない理由が個人情報保護法に抵触するのではというご心配であることを理解した。事業所や保育園、幼稚園、また親御さんに対しても周知できるよう努力し、教育委員会にも意見を伝え、より良い活用が進められるよう努めていきたいと思う。

【会長】

他に何かご意見ご質問ございませんか。

【委員】

今回初めて参加させていただいて、教育と福祉はやはり両輪で充実させていくべきものであると考えている。そのため、私は教育的な立場から学びの場の充実と、生活の場としての卒業後の支援についてお話ししたい。特別支援学校には地域のセンター的な役割があり、小学校や中学校、高等学校からの依頼を受けて相談に対応している。現在の状況としては、相談件数が少し減少している。これは、小学校や中学校の先生方が力をつけているからだろうと考えている。しかし、特別支援学校としてのアピールをもっと強化する必要があるという課題も存在している。小中学校の先生方がしっかりと力を高めていることや、地域として指導教諭がそれぞれの学校に配置され、適切な対応ができる体制が整いつつあることは、充実に寄与していると感じている。ただし、校長会の中で議論に上がったのは、高校生への支援がなかなか行き届いていないという点である。この高校生たちはすぐに社会に出ていく方々であるため、彼らの支援をしっかりと行っていかなければならないという意見が出ている。この部分について、ぜひ今後とも注力していただきたいと願っている。また、私たち特別支援学校としても努力していく必要があると改めて感じた。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

特別支援学級について気になる点がありまして、実際にその数が増えてきていることに注目している。また、お母様方や患者さんのご家族からの声によると、先生方の対応に大きな差があるという意見が多く寄せられている。特に自閉症のお子さんにとって、学校という環境は非常に重要であり、そこでうまくいかないことがその後の人生に大きな影響を与える場合がある。特別支援の研修会や講座がどのように実施されているのか気になった。

話は変わるが、医療的ケア児に関する取り組みが進められているとのこと。県ではあゆみの家の先生が関与されていると思うが、長崎市はそれとは別の取り組みがされていると伺っている。レスパイト事業についても始まったと聞いているが、どのようなケースでその支援が利用できるのか、具体的な入口について教えていただきたい。

【事務局】

入口についてだが、レスパイト事業の活用は、例えばご家族が支援を必要とされる場合、在宅でヘルパーの方がきて、支援を受けるケースを想定している。保険証や主治医からの書類を準備してもらうことが必要になる。また、入院および退院の際には、ホームヘルパーのサポートがあることも考えられる。具体的には、親御さんが休息を取る必要がある際に利用されることを想定している。

【事務局】

先ほどのご質問にあった医療的ケア児への支援は、各自治体で様々に実施されている。長崎市では、今年度からレスパイト事業の利用実績が出ている状況。医療的ケア児についての協議の場も設けられており、昨年度は実績がなかったものの、今後は自立支援協議会の子供部会を通じて、医療的ケア児の状況把握を進めていきたいと考えている。お母様方や関係者からの要望を拾い上げ、必要であれば協議の場につなげていく形で、医療的ケア児の支援についてさらに検討を進めていく所存である。

【委員】

特別支援学校における教育相談については、児童生徒に対する対応に加えて、研修として教育環境をどのように整備すればよいか、またどのような授業支援が必要かといった点についても相談を受け付けている。具体的には、相談依頼をいただければ、こちらから学校を訪問して対応することが可能である。各学校のホームページにも相談依頼の案内があると思われるので、電話での問い合わせも可能である。長崎市においては地域によって対応可能な学校が異なるため、どの学校が適切かについては改めてお答えすることになる。

【会長】

他にございますか。

ないようでしたら、次の議題の 2、その他ですけれども、何かご意見ご質問等がありますでしょうか。

他に事務局から補足等はございますか。

ないようでしたら議題は終了し、次第、議事を事務局にお返しします。

【事務局】

会長、進行ありがとうございます。皆様、長時間のご審議お疲れ様でした。

本日の協議会でお気づきの点や、事務局の説明でよくわからなかったところなど、また発言ができなかったという場合は、事務局までメールや電話などでお知らせいただければと思っております。

それでは以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回長崎市障害者施策推進協議会を終了いたします